

社会福祉法人清河会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清河会（以下「法人」という）の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等)

第3条 サングリーンピア山方・太子・大宮・太田の4拠点を代表し、継続的に就業する理事長の報酬等は、役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、別表1及び別表2により支給する。

2 理事が理事会に出席したとき、その他理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に携わった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支給する。ただし、理事が職員と兼務がない場合においてのみ支給するものとする。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、報酬及び実費弁償費は支給しないものとする。

3 監事が理事会及び評議員会に出席したとき、またそれ以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務に携わった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支給する。

4 評議員が評議員会に出席したとき、その他理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に携わった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支給する。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、報酬及び実費弁償費は支払わないものとする。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

別表 1

役職名	報酬の額
理事長	月額 500,000 円

別表 2

支給月	報酬の額
6 月賞与	報酬月額×1ヶ月分
1 2 月賞与	報酬月額×1ヶ月分

別表 3

(1) 理事

区分	報酬の額	実費弁償費	備考
理事会出席	日額 8,000 円	2,000 円	職員との兼務 がない場合
理事業務等	日額 8,000 円	2,000 円	

(2) 監事

区分	報酬の額	実費弁償費
理事会等出席	日額 8,000 円	2,000 円
監事監査指導等	日額 8,000 円	2,000 円

(3) 評議員

区分	報酬の額	実費弁償費
評議員会出席	日額 8,000 円	2,000 円
評議員業務等	日額 8,000 円	2,000 円

弔慰金等

対象者	支給基準額	備考
役員	30,000 円	生花 20,000 円 弔電
評議員	30,000 円	
配偶者	30,000 円	生花 10,000 円
その他親族	10,000 円	弔電

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

平成 31 年 4 月 1 日 一部改正